

ラオスにおける e コマース事業者に適用される税について

2021 年 7 月 27 日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

電子商取引（以下、e コマース）に関する法令は、2021 年 4 月 12 日付「電子商取引に関する政府令（No.296/GO）（以下、政府令）」があります（詳細は、5 月 31 日発行の[ニュースレター](#)をご覧ください）。本政府令では、e コマース事業における税務上の規定はカバーされていませんでした。



e コマース事業に適用される税について所得税に関しては、所得税法及び 2021 年 2 月 10 日付「所得税法の実施に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」の第 66 条から 68 条（個人の場合）と第 69 条から 71 条（企業の場合）に定められています。

本ニュースレターでは、e コマースの 3 種類¹の形態のうちの「ネット販売」にかかる税を中心に解説いたします。

2. ネット販売からの収入にかかる税金

ネット販売は、①企業登録をせずにオンラインで商品を販売する個人事業主、②すでに会社があり、ネット販売も並行して行っている事業者（法人）の二つの形態があります。これらの二つの形態に対する課税について、ガイドライン及び所得税法に以下の通り規定されています。個人事業主の場合、ネット販売からの収入を得た日から数えて 15 営業日以内に、所轄の税務署に申告する必要があります。

なお、付加価値税法第 11 条には「電子的なシステムを通して行われるサービス・商品の提供」も付加価値税の課税対象であることが規定されています。

¹①ネット販売(Online Ordering Function)、②マーケットプレイス (Electronic Marketplace) への出店及び③マーケットプレイスの運営（政府令第 6 条）

事業形態	税金の種類	税率
①個人事業主	ネット販売収入による個人所得税 (所得税法第 34 条、第 38 条、ガイドライン第 66 条)	全収入の 2 % (所得税法第 39 条、ガイドライン第 67 条)
②法人	法人税 (ガイドライン第 70 条)	一般企業の法人税率 20 % (所得税法第 15 条)

3. ネット販売で外国から商品を購入した場合にかかる税金

ラオス居住者が、オンラインでラオス非居住者又はラオスで企業登録していない業者から商品を購入し、その商品を空港又は郵便局で受け取る場合、支払う必要がある税金について、ガイドライン第 8 条 2 項例 3 に規定されています。商品の受領者が、非居住者（販売者）の業種区分に従って（所得税法第 14 条²）、それぞれのみなし利益率に対する法人税相当額を支払う必要がありますので、ご留意下さい。

例えば、商品の価格 1,000USD（1 USD=9,800LAK）、関税率 5 %、みなし利益率 15% の場合（ガイドライン 8 条例 3 をもとに表を作成）

（単位 LAK（ラオス現地通貨））

税金の種類	計算式	算出額
商品 LAK 額	1,000USD × 9,800LAK	9,800,000
関税	9,800,000 × 5 %	490,000
みなし利益	(9,800,000 + 490,000) × 15 %	1,543,500
みなし法人税	1,543,500 × 20 %	308,700
付加価値税	(9,800,000 + 490,000 + 1,543,500) × 10 %	1,183,350
商品受取時に支払う税金の総額	関税 + みなし法人税 + 付加価値税	1,982,540

ラオスにおいては、個人事業主が税金を納税することは、極めて稀なことですが、今後もオンラインで商品を売買する個人の増加にともない、当局の監視の目が厳格化すると推測しています。

² <所得税法第 14 条>

不正確又は不完全な帳簿を保持する事業者又はラオスで設立されていない企業である非居住者は、強制粗利で計算される。強制粗利額は年間売上高にみなし利益率を乗じて計算する。業種別みなし利益率は、以下のとおり。

1) 農業及び手工業：7% 2) 工業を及び加工業：10% 3) 商業及びサービス：15%

なお、e コマースの 3 種類 の形態のうちの残りの、マーケットプレイス（Electronic Marketplace）への出店及びマーケットプレイスの運営にかかる納税ルール等についての詳細な規則等は発布されておらず、今後の動向を注視して参ります。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014年、2015年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal